

補助金の交付状況に係る調書【平成29年度交付分】

補助金の名称		犬山市スペシャリスト育成助成金		市の担当部課	経営部総務課		
				問い合わせ先	0568-44-0302		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市職員1名		代表者名	—		
関係規定	法令	地方公務員法第39条		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市スペシャリスト育成助成金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成29年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		市行政の高度化・専門化にあたり、特定分野における市職員のスペシャリスト（市行政の特定分野で、高度な専門的知識、資格免許等を必要とするもの）の養成および自己啓発に対する意欲の向上のため必要である。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度予算		
		—	—	4,350 円	200,000 円		
		—	—	(4,350 円)	(200,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		職員が行政書士、社会福祉士、1級建築士、第三種電気主任技術者など、要綱に定められた資格免許等を受験により取得した場合、その試験手数料などの一部を助成するもの。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		—			
		うち補助事業全体の経費		8,700 円			
		うち補助対象経費		8,700 円			
		補助対象経費の内訳		検定受験手数料		8,700 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		資格免許等の取得に要した、講習費、試験手数料、免許登録手数料など要綱で定めた助成対象経費の1/2以内			
		補助限度額		40,000円			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	資格取得後に助成を行うため		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		職員の能力・知識向上により、窓口対応や業務上において、質の高い市民サービスの提供を図ることができる。					
その他参考事項		平成29年度より補助を開始。					
		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		—			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—		

※平成29年度の実績に基づき作成しています。